

福山市立福山城博物館・福山市鞆の浦歴史民俗資料館・福山市しんいち歴史民俗博物館・
福山市神辺歴史民俗資料館・菅茶山記念館・福山市はきもの資料館 入館料
ふくやま美術館・ふくやま書道美術館・ふくやま文学館 観覧料

減免申請書

申請書は施設ごとに1枚ずつ、
各施設に提出してください。

2010年1月1日

福山市長 様

申請者 (住所 福山市東桜町3番5号
名前 文化課長 福山 太郎 (印)
(団体の場合は団体名及び代表者名)
連絡先 (0123) 45-6789

(施設名) 減免を受けようとする施設名

の入館料又は観覧料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

1 展覧会の名称	福山の文化展		特別展開催期間中は特別展の名称を、常設展のみ開催期間中は「常設展」と記入してください。
2 減免を受けようとする入館料又は観覧料	<input checked="" type="radio"/>	一般入館料又は常設展観覧料	常設展及び特別展の両方の減免を受けたい場合は両方に○をしてください。
		特別入館料又は特別展観覧料	
3 入館又は観覧日時	2010年1月11日(月) 14時から 2010年1月11日(月) 16時まで		
4 入館又は観覧人数	50 人	減免対象者	35 人
5 責任者名	福山花子		
6 入館又は観覧目的	入館希望日が条例に基づく休館日である場合や、展示入れ替え作業等による臨時休館日となることもありますので、あらかじめ施設に問い合わせてください。		高校生以下は無料なので、高校生以下が含まれる場合は、減免対象者から差し引いてください。

※申請者は、太枠の中のみ記入してください。必要に応じて、入館又は観覧目的が確認できる書面を添付してください。

※処理欄	規則第3条第1項第1号に該当・・・ 免除
	規則第3条第1項第2号に該当・・・ 免除
	規則第3条第1項第5号に該当 → 減免基準 第2-1-() に該当
	減額 ・ ・ ・ 団体料金と同額とする。
	免除

施設欄 ()

受付	年	月	日	第	号
主務	スタッフ	次長	課長		

福山市欄				
主務	スタッフ	次長	課長	部長